



れいわ ねん のとはんとうじしん ともな ざいりゆうしよしんせい とりあつか
～令和6年能登半島地震に伴う在留諸申請の取扱いについて～

れいわろくねん がつ
令和6年1月

こんばん れいわ ねん のとはんとうじしん えいきよう ほんらいさだ
今般の「令和6年能登半島地震」の影響により、本来定められ

き かん てつづき ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく にゆうかん
ている期間・手続により、地方出入国在留管理局（入管）への

しんせい おこな しかた し
申請を行うことができない（できなかつた）方へお知らせします。

ざいりゆうしよしんせい うけつけきかん
1 在留諸申請の受付期間について

ひ さい ざいりゆう き かん ない しんせい かた
被災したことにより、在留期間内に申請ができなかつた方に

とうめん かん ざいりゆう き かん けいか ばあい こべつ
ついては、当面の間、在留期間を経過した場合であっても個別に

てつづき おこな ちか にゆうかん しんせい そうだん おこな
手続を行いますので、お近くの入管で申請のための相談を行って

ください。

ざいりゆう しよ しんせい しんせいさき
2 在留諸申請の申請先について

ひ さい ほんらい じゆうきよち いちじてき いどう ひなん
被災したことにより、本来の住居地から一時的に移動・避難さ

かた げんざい たいざいさき かんかつ にゆうかん しんせい
れた方については、現在の滞在先を管轄する入管で申請すること

ができます。

じょうき とりあつか かん ごふめい てん ばあい ちか
上記取扱いに関して御不明な点がある場合はお近くの
ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく にゆうかん といあわ
地方出入国在留管理局（入管）にお問合せください

ちほうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく しよざいち れんらくさきとう か き らん
※地方出入国在留管理局の所在地・連絡先等は下記のURLからご覧ください。

URL

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>